

令和 6 年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務 に係る一般競争入札説明書

〔全省庁共通電子調達システム対応〕

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和 6 年 12 月 25 日
原子力規制委員会原子力規制庁
長 官 官 房 総 務 課

入 札 説 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁
長 官 官 房 総 務 課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和 6 年 12 月 25 日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「調達ポータル・電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 6 年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札者は、入札書に示されている項目に対する単価について、すべての項目の単価を記載すること。また、入札書に示されている計算方法及び予定数量により計算した予定総価で判定を行うので、上記の単価と併せて当該予定総価も入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (4) 令和 04・05・06 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和 7 年 1 月 23 日（木） 12 時 00 分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 5 階
原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（１）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は 10MB まで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（１）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式 2 による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.（2）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が 10MB を超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和 7 年 1 月 30 日（木）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者に対しては書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和7年2月3日（月）13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を6. (1) の日時までに提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1) の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
15. その他
- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任
において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本件に関する照会先
担当：原子力規制委員会原子力規制庁総務課 北村 理恵
電話：03—5114—2100（内線：4396）
メールアドレス：mls_bunsho@nra.go.jp
- (3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先
政府電子調達システム（GEPS）
ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp>
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合

は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和6年12月25日開札[令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

8. 代理人の制限

(1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗

じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所を実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

16. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務
- 2 入札金額 : 金額 _____ 円也
【単価】
(1) 電子媒体化料 _____ 円／式
(2) 納品媒体作成料 _____ 円／式
(3) 運 搬 料 _____ 円／往復
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式3-①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式 3 - ②)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 6 年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務の入札に関する一切
の件

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - m a i l：

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務
仕様書

仕様書

1. 件名

令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務

2. 目的

行政文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること。また、文書管理業務及び情報公開業務は、原子力規制委員会内の多くの職員が実施するものであることに鑑み、文書管理業務及び情報公開業務には正確性と効率性を追求する必要がある。しかし、原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）で保有している行政文書の多くは紙媒体を正本・原本としているため、その管理に係る業務は職員の手作業によらざるを得ず、行政文書の所在把握や管理状況の確認等の作業への支障となりうることやこれら作業における漏れ・誤りの発生が起りやすいこと、作業負担が増大となる傾向にあるといった問題がある。このため、平成31年3月に示された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針（内閣総理大臣決定）」等の政府の方針も踏まえながら、当委員会では行政文書の電子的管理の実現にむけた各種の取組・検討を行っている。

令和3年度に内閣府が紙媒体の行政文書を電子媒体に変換し、当該電子媒体の行政文書を正本として管理できると各行政機関に通知したことを受けて、当委員会では、内閣府が示した手順に従い、これまでに作成・取得した紙媒体の行政文書を今後計画的に電子媒体へ変換し、電子媒体を正本として管理する方針である。

しかしながら、これまでに作成・取得した紙媒体の行政文書の量は非常に多く、当委員会設立時に他の行政機関からの事業移管とともに移管された文書もある。そのような文書の中には昭和時代に作成された文書も含まれており、大きさや形態、資料の物理的な質が多様である。そのため、各部署において文書管理者の責任の下に電子媒体化を実施することは、各部署職員の業務量の増大を招くだけでなく、電子媒体化された文書の品質担保の困難さや作業時における行政文書の棄損の恐れといった文書管理上の不都合が生じやすい状況にある。

近年、官民間問わず紙文書の電子化のニーズが高まっているため、専門的なサービスを提供する事業者が増加しており、紙文書の電子化に関連した技術も向上している。これを踏まえれば、当委員会で保有する紙媒体による行政文書についても民間の事業者のサービスを活用して適切かつ効率的に電子媒体へ変換できると考えることが可能であることから、令和6年度から、同サービスを活用して、計画的に電子媒体化を進めるものである。令和6年度は保有する紙媒体による行政文書の一部を試験的に電子媒体化することにより、電子媒体化された行政文書のデータの取得及び今後の電子媒体化に有用な情報の収集を実施する。

3. 実施内容

紙媒体による行政文書の電子媒体化役務（以下「本役務」という。）では、当委員会が保有する紙媒体による行政文書について、電子媒体化を実施する。具体的な実施内容及び実施環境等について以下に示す。

（１） 役務全般について

- ① 受注者（下請負者を含む。以下「受注者等」という。）は、「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知２－５（令和４年２月１０日内閣府大臣官房公文書管理課長）」を踏まえ、当委員会が電子媒体化の対象として貸与する、紙媒体による行政文書を含む行政文書ファイル等（以下「対象ファイル等」という。）の全ての内容を電子媒体化し、当委員会へ納品すること。
- ② 受注者等は、本役務の実施にあたって、当委員会本件担当職員（以下「官側」という。）と打合せを行うとともに、本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本書に記載のない事項がある場合については、官側と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- ③ 受注者等は本役務の進捗状況及び本役務の実施に際して生じた課題を管理することとし、その内容について、官側に対して２週間毎に報告（以下「定期報告」という。）を行うこと。また、必要に応じて打合せを行うこととする。定期報告及びその他打合せを実施した場合は、速やかにその記録を作成し、官側の承認を得ること。
- ④ 電子媒体化に関する作業は、受注者等の事業所等（以下「事業所等」という。）で行うものとする。事業所等における作業場所（以下「作業場所」という。）は、情報セキュリティの観点から、本役務の実施のための専用区画とし、生体認証若しくは同程度の技術を用いて作業場所へのアクセスを制限する仕組みを備えることにより、入退室管理を厳格に実施すること。
- ⑤ 作業場所には、本役務の作業に従事する者が私物のパソコン等やスマートフォン、外部記憶媒体を持込むこと及び当該作業場所でのこれらの機器の使用を禁止していることが予めルールとして定められていること。また、当該ルールをもって適正に運用すること。
- ⑥ 電子媒体化の実施に係る設備に、生体認証やセキュリティカメラ設置による情報漏洩リスクを低減する対策がなされていること。また、対象ファイル等に個人情報が含まれていることを考慮し、セキュリティカメラは全ての作業者の作業の様子が記録される仕組みとなっていること。
- ⑦ 個人情報の取扱状況に対する担当部署の自己点検または監査部署の監査についての社内規定や基準が予めルールとして定められていること。また、当該ルールをもって適正に運用すること。
- ⑧ 個人情報の取扱状況は、台帳等で管理するなどにより、確認できる手段を整備すること。
- ⑨ 個人情報に係る電子データへのアクセスは、ID の管理やアクセス履歴等の記録や点検を実施することにより、適切に制限すること。
- ⑩ 電子媒体化の実施において、対象ファイル等の汚破損防止に必要な対策を実施すること。

- ⑪ 受注者等は、官側から受領した対象ファイル等を事業所等における保管場所へ安全に移動するために、専用のトラックヤード又はこれに準じる設備を有しているものとする。
- ⑫ 行政文書ファイル等は官側で用意した文書箱に収めて4.（2）に示す当委員会所在地から受注者等の事業所等（以下「保管場所」という。）へ移送する。受領した対象ファイル等は、保管場所に設けられた施錠付きの部屋又は施錠付きキャビネット等に保管するものとする。またその箱単位で作業の工程を記録し、官側が急を要して参照することが必要となった際には取り出し可能な施策を施すこと。
- ⑬ 電子媒体化に係る作業について、対象ファイル等がいつ電子媒体化されたのか等、記録を残すこととする。納品する電子媒体化した行政文書のデータに不備があった場合、不備の内容やいつどのように対応したのかについても記録を残すこととする。記録の様式や方法については、官側と調整を行い、承認を得ることとする。
- ⑭ 本役務に伴い発生する対象文書、成果物、その他付随して必要となる物品等の移送、運搬等に係る一切の費用は、本役務の調達費用に含めるものとする。なお、行政文書ファイル等の移送において使用する文書箱は官側が用意し、梱包作業も官側で実施することとする。

（2）役務の対象となる行政文書ファイル等

表1に示す対象ファイル等に含まれる行政文書を電子媒体化する（実際に電子媒体化の対象となる行政文書の冊数や枚数、页数などは、契約後に確定することとする。）。対象ファイル等に含まれる行政文書には、作成年度が古く、一部が劣化した紙媒体、薄紙等のコントラストの調整が必要になるもの、綴じ方が特殊なもの（例：縦書きの文書のため右長辺を綴じる）が含まれる可能性がある。

【表1】

項目	文書の電子化
想定冊数	400 冊
想定枚数及び页数	160,000 枚 192,000 頁
用紙サイズ等	A4 が中心（一部 A3 が含まれる） A2 を超える大判サイズは含まれない
文書のファイリング形態	キングファイル等
クリップ留め	あり（バインダーによっては多いものあり）
ステーブル針留め	あり（バインダーによっては多いものあり）
付箋・メモ等の有無	あり（バインダーによっては多いものあり）
インデックスタブの有無	一定数存在、存在した場合は書類と同様に電子化を実施
重ね貼りの有無	一定数存在
経年劣化書類の有無と想定割合	10%相当

(3) 実施役務の具体（実施計画の作成～事業所等への運搬）

- ① 受注者等は、本役務の実施に先立ち、契約後速やかに、次の事項を記載した作業実施計画書を作成し、官側の承認を受けるものとする。

- ・役務の実施内容及び細部項目
- ・役務の日程
- ・役務の実施要領
- ・役務の実施手順
- ・役務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制

なお、作業実施計画書に変更等が生じた場合には、遅滞なく原子力規制庁長官官房総務課に所属する支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）の承認を得るものとする。

- ② 作業実施計画書に基づき、対象ファイル等の電子媒体化を実施し、その結果について、6. の【表3】の期限までに、納入品を提出するものとする。
- ③ 対象ファイル等のリストは官側で作成し、受注者等に提供するものとする。
- ④ 対象ファイル等を移送するため、当委員会内の指定された場所と事業所等との間の運送を実施する。運送方法について、専用便又はセキュリティ便を利用することとし、事前に官側の承認を得るものとする。また、対象ファイル等の移送は往復各1回実施するものとする。なお、納品後の不具合対応その他必要に応じて追加の対応に別途応じるものとする。

(4) 実施役務の具体（下処理作業～電子媒体化）

- ① 電子媒体作業の品質担保及び確実に電子媒体化されたことの証跡として、対象ファイル等の構造についての情報を収集・記録し、当該情報を参照することにより、対象ファイル等の確実な復元を可能とすること。
- ② 対象ファイル等に貼り付けられている付箋（付箋に文字等が記載されているものに限る。）により文字列、画像等が隠れる場合は、光学文字認識処理（以下「OCR処理」という。）による検索性を阻害しない箇所の余白（行政文書の四辺（上下左右）の内側にある文字や図表などが配置されていない部分。）又は白紙ページに移動すること。スキャンする際に付箋の固定が必要であれば、紙を傷めずに張り直しのできる弱粘着タイプののりを付箋の短辺のサイズに限り使用することとし、接着剤付き補修テープ（セロハン粘着テープ、メンディングテープ等）を使用しないこと。
- ③ インデックスタブは、添付されたまま電子媒体化を行うこと。
- ④ 白紙ページはシステムによる自動除去及び目視チェックを行い、取り除くこと。
- ⑤ クリアポケット等で束ねられているものは、クリアポケット等から取り出した上、全量電子媒体化すること。
- ⑥ 文書に封筒等が同梱されている場合は、封筒及びその中身も併せ全量電子媒体化すること。
- ⑦ クリップで束ねられているものは、クリップを外した上、全量電子媒体化すること。
- ⑧ 対象ファイル等に破損・汚損等がある場合は、速やかに官側へその旨報告し、

指示に従うこと。

- ⑨ 電子媒体化の実施において、人為的な作業による対象ファイル等の破損防止の観点から、可能な限り専用の機能を備えた機械によって自動的にステープル針を除去すること。
- ⑩ 電子媒体化の実施において、対象ファイル等の破損防止の観点から、ローラーによる紙を挟み込む自動紙送り機構を有する機器を使用しないこと。また、品質検査の工程が設けられているものとする（適切かつ効率的に作業が実施できるようシステムで品質を担保する仕組みであることが望ましい。）。
- ⑪ 電子媒体化にあたっては、対象ファイル等と同程度の見読性が維持されるような解像度（300dpi 以上）を確保し、フルカラーで読取りを行うものとする。
- ⑫ 品質検査の工程が設けられているものとし、対象ファイル等の内容が電子媒体化された行政文書に漏れなく確実に反映されていることを確認するものとする（ページの脱漏、実質的に文字の滲みやコントラスト不備による解読困難な状態などが発生した場合は、「公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）」との関係で紛失、誤廃棄となりうることに留意する）。同工程においては、適切かつ効率的に作業が実施できるようシステム判定等確認における人為的な作業を支援する機能を実装することが望ましい。

（５） 実施役務の具体（OCR 処理～納品）

- ① 電子媒体化された対象ファイル等に対し、OCR 処理を行うものとする。OCR 処理時の文書イメージの解像度は、識字率を考慮して 500dpi 以上とし、処理が完了したデータはファイルサイズが大きくなならないように圧縮するものとする（ただし、300dpi 以上の解像度は確保するものとする。）。
- ② 電子媒体に変換され、OCR 処理を行った対象ファイル等の電子媒体化データ（以下「納品データ」という。）のファイル形式は PDF/A 形式とし、電子媒体化により作成されたデータを記録メディアに格納する際のファイル名及びフォルダ階層は、事前に官側と調整を行い、承認を得るものとする。その際、ファイルの生成単位は、行政文書ファイル等 1 件当たり電子ファイル 1 ファイルとして納品するものとする。ただし、1 ファイルの容量の上限を 200MB 未満とし、200MB 以上となる場合は、分割を行うこと。また、ファイル名とファイルサイズの一覧を作成するものとする。
- ③ 納品データは、外付け HDD、DVD 等の記録メディアに格納の上、対象ファイル等の官側への移送に併せて、納品し、官側の受領確認を得るものとする。また、納品データはウイルスチェックを行った上で納品することとし、官側の受領確認後から本役務の終了までの間に、受注者等において保有するデータ（電子媒体化の対象となる紙媒体の行政文書ファイル等に関するもので、電子媒体化を円滑に行うために収集、作成したものも含む。）を削除するものとする。また、ウイルスチェックを行った際の記録（ウイルス対策ソフト名、パターンファイルのバージョン、実施日等）を提出するものとする。
- ④ 納品データの品質検査において、人的なスキル・健康状態による品質検査のばらつきを排除する仕組みを備えること。

- ⑤ 納品データは必要に応じてページ毎に文字が読める向きに回転させること。
- ⑥ 納品データについて問題が生じた場合には速やかに官側へ連絡し、対応方針について官側の指示に従うこと。
- ⑦ 対象ファイル等は電子媒体化の作業前の状態に戻した上で、返却するものとする。ただし、文書の順番が元のとおりであれば、付箋（付箋に文字等が記載されているものを除く。）やクリップ、ステープル針留めは外した状態でも構わないものとする。官側に納入された納品データの内容に不備等が確認された場合は、官側から再度作業を依頼することとなる（この場合は4.（1）に示す役務期間終了日までに確実に納品することとする。）。
- ⑧ プロジェクト終了報告書に本役務で実施した情報セキュリティ対策を記載し、官側に報告すること。

（6） その他

- ① 本役務では、対象ファイル等の移送及び電子媒体化が行われるところ、対象ファイル等の完全性（ファイル等に含まれる文書の枚数等）の保証について、官側及び受注者等それぞれが責任を有する範囲を以下のとおり定める。
 - ・官側が責任を有する範囲
当委員会において、運送役務を行う業者に対象ファイル等を引き渡すまで、及び（3）～（5）を終え、当委員会に移送された対象ファイル等の受領確認が完了した後。
 - ・受注者等が責任を有する範囲
当委員会において、官側から運送役務を行う業者に対象ファイル等を引き渡した時点から（5）を終え、当委員会に移送された対象ファイル等の受領確認が完了するまでの間。
- ② 受注者等が責任を有する範囲において、対象ファイル等の完全性及び機密性が損なわれた場合（紛失、誤廃棄、欠損、情報漏洩等）又は損なわれたと疑われる場合は、受注者等は速やかに官側に報告し、官側の指示を仰ぐこと。なお、事柄の内容によっては、官側において対外公表を行う場合があることに留意すること。
- ③ 対象ファイル等は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求や国会議員からの資料要求等の対象となる可能性があるため、作業中に官側から求めがあった場合は、速やかに官側が指定する行政文書ファイル等の電子媒体化を行い、納品データと共に事業所等から当委員会に移送するものとする。なお、官側からの求めがあってから3営業日以内に当委員会に移送が完了することを想定しているが、細部については、事前に官側と協議の上決定するものとする。

4. 本役務に関する要件等

（1） 本役務期間

契約締結日から令和7年3月31日までの期間とする。

(2) 本役務実施場所

原子力規制委員会（東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル）
及び受注者等が官側と調整し、官側が承認した場所とする。

(3) 本役務の実施に係る体制及び要件

- ① 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保するとともに、履行に際して、業務実施責任者を定めること。
- ② 本役務を実施する上で、役務の進捗状況等についての確認、照会に極短期間に対応するために必要な機能を自社内又はこれに準ずるビジネスネットワークを現に保有している若しくは本業務受注後速やかに確保することが可能であること。
- ③ 本役務の履行に際し、官側からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。
- ④ 前記①の業務従事者は、契約の履行に必要若しくは有用な経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ⑤ 業務従事者のうち少なくとも1名は本役務に専従すること。その他の業務従事者については、本役務に専従するものではないことを妨げるものではないが、本役務の履行に必要な業務所要に対応できる態勢を確保すること。

(4) 業務従事者の交代

受注者等は、特定の業務従事者において、官側が技術レベル、資質、態度等が業務の円滑な実施に支障があると認めた場合は、速やかに他の業務従事者へ交代し、本役務の実施に影響を及ぼさないよう取り計らうこと。

(5) サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施にあたり、受注者等は、対象ファイル等及び6. に示す成果物について、情報の漏えい若しくは破壊又はいずれかの被害発生等のリスク（未発見であり意図しない脆弱性については除く。）が潜在すると知り得た場合は、当該リスクの解消を図り、速やかに適切な対応を行うこととする。また、本役務の実施において、官側の意図しないソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他変更は行わないこととする。併せて、上記それぞれの実現に必要な相応の管理を行うものとする。

5. 提出書類

受注者等は、表2に示す提出書類を提出し、官側の承認を得ること。

【表2】

書類の名称	提出期限	納品媒体	部数
作業実施計画書	契約後速やかに提出。また、変更時等必要の都度提出。	電子媒体	1部

業務関係者名簿	本役務実施前に提出。 また、変更時等必要の都度提出。		
第三者従事届	必要の都度		
打合せ資料	随時		
打合せ議事録	打合せ終了後速やかに		
その他報告	報告の必要が生じた都度		

6. 成果物

成果物は、表3のとおりとする。

なお、納品の方法等について官側の承認を得た上で納品するものとする。

【表3】

No	成果物名称	提出期限	納品媒体	納品データ形式	部数
1	作業実施計画書	電子化着手前	電子媒体	Word	1部
2	対象文書を電子化したデータ一式	電子化着手後 1か月以内	外付け HDD、 DVD等	PDF/A形式	2式
3	プロジェクト終了報告書	契約終了日	電子媒体	Word	1部
4	その他提出物 (作成した場合)	作成の都度	—	—	必要数

7. 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、当委員会が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

8. 検査

本仕様書に基づき、支出負担行為担当官等が実施するものとする。

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、5.に記載の提出書類及び6.に記載の成果物が全て提出されたことの確認をもって検収とする。

10. 情報セキュリティの確保

受注者等は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者等は、役務の開始時に、役務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について作業実施計画書に記載し、官側に提出すること。
- (2) 受注者等は、官側から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、本役務に

において受注者等が作成する情報については、官側からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受注者等は、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー（令和5年12月5日）」（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は受注者等において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて官側の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとすること。また、ファイル交換の機能を有するその他のソフトウェアの使用においては、同機能の無効化、若しくは同機能の意図しない稼働が生じないように十分配慮すること。第三者を従事させる場合も同様とする。また、受注者等は、情報セキュリティ対策を情報セキュリティポリシーに基づき、実施するものとする。
- (5) 受注者等は、官側から提供された要機密情報が役務終了等により不要になった場合には、その旨を官側へ報告し、指示に従うこと。また、役務において受注者等が作成した情報についても、官側からの指示に応じて適切に廃棄すること。その旨を記録した上で官側に報告するものとする。
- (6) 受注者等は、本役務の終了時に、役務で実施した情報セキュリティ対策をプロジェクト終了報告書に記載し、報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

1 1. 体制の確保

受注者等は、保護すべき情報及び保護すべき情報に該当しない非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たり、次の履行体制を確保すること。また、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知すること。

- (1) 保護すべき情報等と思われる情報について、保護を要さないことに係る官側の確認を受けるまでの間、契約を履行する一環として受注者等が収集、整理、作成等した全ての情報が保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制。
- (2) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制。
- (3) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、受注者等に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者等に対する指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者等以外の者に対して、伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制。

1 2. その他

- (1) 受注者等は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、官側と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 業務従事者は、官側と日本語による円滑なコミュニケーションが可能であり、かつ良好な関係を保つことが可能であること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、官側に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 受注者等は、本役務の実施に必要な官の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、必要に応じて無償での貸し付け又は閲覧を可能とする。
- (5) 所有権及び著作権については、以下のとおりとする。
 - ① 本役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物について、所有権及び著作権は国に帰属するものとする。ただし、受注者等が本役務実施の前から所有する著作権及び第三者の所有する著作権については、この限りではない。
 - ② 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。
- (6) 本役務に従事する者の申請について、受注者等は、本役務に従事する者について、業務関係者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官等に提出、承認を得るものとする。なお、本役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく同名簿を改めるとともに、支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。
- (7) 受注者等は、本役務の履行に当たり、第三者に従事させる場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。
- (8) 調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（（令和5年12月22日変更閣議決定））」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (9) 成果物納入後に受注者等の責めによる不備が発見された場合には、受注者等は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

以 上

入札適合条件

令和 6 年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

ただし、本役務の一部を第三者に履行させる予定である場合は、当該第三者を含む履行体制全体として適合すればよいものとする。

1. 応札者の要件

- (1) 令和 04・05・06 年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー(令和 5 年 12 月 5 日)」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知 2-5(令和 4 年 2 月 10 日内閣府大臣官房公文書管理課長)」(「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等について」を含む。)を踏まえて、「公文書等の管理に関する法律」第 2 条第 4 項に規定する行政文書又は同第 5 項に規定する法人文書の電子化の役務(本役務と同等要件)を行った実績を有すること。
- (4) 品質保証体制について、本役務の作業期間において有効な ISO9001 認証又はこれと同等の資格、及び、情報セキュリティ管理体制について ISO27001 認証又はこれと同等の資格を取得していること。
- (5) 同種の業務において、情報漏洩事案を発生させていないこと。
- (6) 文書運搬の際の安全性及び対象文書に対する不測の必要性を考慮し、当該役務を行う作業場所は原子力規制委員会より 2 時間以内の距離にあること。
- (7) 情報保全の観点から、当該役務を行う作業場所は以下の基準をクリアしていること。
 - ① 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に規定されている耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ② 震度 5 程度の地震に対して、建物の仕上げ、設備に損傷を与えない耐震設計以上の建物であること。
 - ③ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に定められた建築構造及び防火・防災設備が確立しており、施設の保守点検・運用マニュアル等が整備されていること。現文書を保管する区画は、独立した防火区画(本件業務のための専用区画を想定しているものではない。)であること。また防火・防災管理の観点から、消防計画等を消防署へ提出し、防災管理の特例認定を取得していること。

2. 役務要員の要件

(1) 業務実施責任者は、紙文書の電子化に関する業務において、プロジェクト管理の責任者としての実務経験を有すること。また、下記のいずれかの資格を保有していること。

- ・プロジェクトマネージャ試験（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））
- ・PMP（Project Management Professional、米国プロジェクトマネジメント協会）

(2) 情報システム、情報セキュリティ、文書管理及び紙文書の電子化等に関する専門知識を有すること。業務従事者が全ての要素を満たさなければならないものではなく、各要素に専門知識を有する業務従事者を確保し、本役務の履行体制の全体として全ての要素を満たしていればよい。1名の業務従事者が①②両方の資格を保有する、若しくは2名の業務従事者が①②の一方の資格をそれぞれ保有し、互いに補完して①②の資格を保有することで要件を満たすものとする。

- ① 情報処理安全確保支援士（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））又はこれと同等の能力が確認できる資格
 - ② 図書館司書資格、認証アーキビスト（国立公文書館長）、文書情報管理士（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）、準デジタルアーキビスト（特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構）又はこれと同等の能力が確認できる資格
- (3) 仕様書3.（4）及び（5）を実施する業務従事者は、下記のいずれかの資格を保有していることが望ましい。

・「情報処理の促進に関する法律」に基づく情報処理技術者試験のうち、ITパスポート試験（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））又はこれと同等の能力が確認できる資格

・図書館司書資格、認証アーキビスト（国立公文書館長）文書情報管理士（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）、デジタルアーカイブクリエータ（特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構）又はこれと同等の能力が確認できる資格

本件の入札に参加しようとするものは、上記の1. から2. までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房総務課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和7年1月14日（火）12時までに電子メール又は文書で、下記の提出先に提出すること。

提 出 先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

E-m a i l：mls_bunsho@nra.go.jp

担 当：北村 理恵

T E L：03—5114—2100（内線：4396）

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

「令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行います。万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式 2)

適合証明書

件名：令和 6 年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
1. 応札者の要件 (1) 令和 04・05・06 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 (2) 「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー（令和 5 年 12 月 5 日）」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 (3) 「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知 2－5（令和 4 年 2 月 10 日内閣府大臣官房公文書管理課長）」（「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等について」を含む。）を踏まえて、「公文書等の管理に関する法律」第 2 条第 4 項に規定する行政文書又は同第 5 項に規定する法人文書の電子化の役務（本役務と同等要件）を行った実績を有すること。 (4) 品質保証体制について、本役務の作業期間において有効な ISO9001 認証又はこれと同等の資格、及び、情報セキュリティ管理体制について ISO27001 認証又はこれと同等の資格を取得していること。 (5) 同種の業務において、情報漏洩事案を発生させていないこと。 (6) 文書運搬の際の安全性及び対象文書に対する不測の必要性を考慮して当該役務を行う作業場所は原子力規制委員会より 2 時間以内の距離にあること。 (7) 情報保全の観点から当該役務を行う作業場所は以下の基準をクリアしていること。 ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定されている耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ② 震度 5 程度の地震に対して、建物の仕上げ、設備に損傷を与えない耐震設計以上の建物であること。 ③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定められた建築構造及び防火・防災設備が確立しており、施設の保守点検・運用マニュアル等が整備されていること。現文書を保管する区画は、独立した防火区画（本件業務のための専用区画を想定しているものではない。）であること。また防火・防災管理の観点から、消防計画等を消防署へ提出し、防災管理の特例認定を取得していること。		
2. 役務要員の要件 (1) 業務実施責任者は、紙文書の電子化に関する業務において、プロジェクト		

管理の責任者としての実務経験を有すること。また、下記のいずれかの資格を保有していること。 ・プロジェクトマネージャ試験（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）） ・PMP（Project Management Professional、米国プロジェクトマネジメント協会） （２）情報システム、情報セキュリティ、文書管理及び紙文書の電子化等に関する専門知識を有すること。業務従事者が全ての要素を満たさなければならないものではなく、各要素に専門知識を有する業務従事者を確保し、本役務の履行体制の全体として全ての要素を満たしていればよい。１名の業務従事者が①②両方の資格を保有する、若しくは２名の業務従事者が①②の一方の資格をそれぞれ保有し、互いに補完して①②の資格を保有することで要件を満たすものとする。 ① 情報処理安全確保支援士（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））又はこれと同等の能力が確認できる資格 ② 図書館司書資格、認証アーキビスト（国立公文書館長）、文書情報管理士（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）、準デジタルアーキビスト（特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構）又はこれと同等の能力が確認できる資格 （３）仕様書３．（４）及び（５）を実施する業務従事者は、下記のいずれかの資格を保有していることが望ましい。 ・「情報処理の促進に関する法律」に基づく情報処理技術者試験のうち、ITパスポート試験（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））又はこれと同等の能力が確認できる資格 ・図書館司書資格、認証アーキビスト（国立公文書館長）、文書情報管理士（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）、デジタルアーカイブクリエータ（特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構）又はこれと同等の能力が確認できる資格		
--	--	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

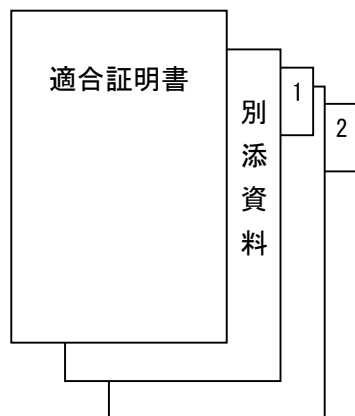
担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A 4 判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和6年度紙媒体による行政文書の電子媒体化役務」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

目 的 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

契 約 金 額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

【単価】

(1)電子媒体化料 円／式

（うち消費税額及び地方消費税額 円）

(2)納品媒体作成料 円／式

（うち消費税額及び地方消費税額 円）

(3)運搬料 円／往復

（うち消費税額及び地方消費税額 円）

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

契 約 期 間 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(契約保証金)

第1条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第2条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

第3条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第4条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第5条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第6条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第7条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
 - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第13条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第12条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第13条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第14条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第15条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の

依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が 甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 4 6 7 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時ににおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 4 2 条の 2 の規定に基づき、甲が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第 1 6 条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっていないものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第 1 7 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第 2 条第 2 項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

- 第18条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

- 第19条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

- 第20条 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

(紛争の解決方法)

- 第21条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする